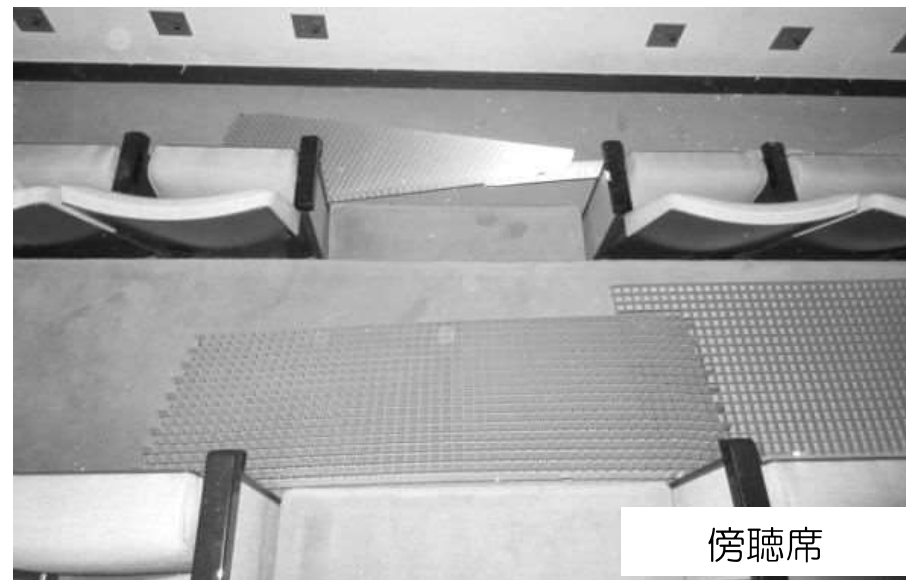


Ⅲ 熊本地震における議会の対応

議会棟の被害状況



本会議場



傍聴席



議会図書室



トイレ

議会の対応

(1) 熊本地震発生時からの議会局の対応について

- 議員の安否確認。
- 議会棟の一部（予算決算委員会室）を一時避難所として開設。
- 災害対策本部からの情報を各議員へメール・FAX等で送付。
- 議会局職員は避難所運営等の業務に従事。

【対応時の問題点】

- 地震発生直後は携帯電話等がつながりにくく、議員の安否確認に時間を要した。
- 災害対策本部からの情報を議員への提供する際は、FAXの利用が多かったが、情報量が多いため送信に多大な時間を要した。
- 議員からの要望等は事務局で取りまとめて関係課に伝えたが、一部、議員個人による直接的な動きもあった。

災害からの復旧・復興に向けた議会の取組

日 付	内 容
H28年4月16日	予算決算委員会室を一時避難所として開放（～4/30）。
4月25日	全員協議会を開催。執行部より被害状況を聴取。
4月26日	議長が、九州市議会議長会で、熊本地震被災者 救援募金活動（長崎市）
5月 9日	議運開催。災害復旧及び市民生活の安定を取り戻すことを最優先とし、第2回定例会の会期を1日のみとすることに決定。
5月10日	議長及び市長が、関係府省等に対して、熊本地震に関する要望活動 ・菅義偉内閣官房長官（内閣府）等
5月11日	議長が、九州市議会議長会及び全国市議会議長会で、関係府省等に対して、熊本地震に関する緊急要請活動 ・河野太郎特命担当大臣〔防災〕（内閣府）等
6月10日	平成28年第2回定例会（1日） ・専決処分（緊急に取り組む必要がある被災者支援、応急対応に関する経費に係る補正予算）の報告を承認 ・平成28年度一般会計補正予算等を可決 ・平成28年熊本地震からの復興に関する決議を全会一致で可決 ・国に対し、復旧・復興に係る特別な財政措置、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書2件を全会一致で可決 ・熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会の設置を全会一致で可決 【設置目的】震災復旧状況並びに震災復興計画に関すること 平成28年6月10日～平成29年3月24日の期間で計8回開催

災害からの復旧・復興に向けた議会の取組

日 付	内 容
8月 1日	議運開催。復旧・復興に向け、市議会としても可能な範囲で経費削減することが必要として、平成28年度の委員会の行政視察を取りやめることに決定。
9月 6日	議運開催。市議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とした「熊本市議会災害対策会議」の設置要綱を制定。
10月11日	議運開催。次年度以降の常任委員会行政視察旅費の削減を決定。 (年間30万円/人 → 年間15万円/人)
10月14日	平成28年第1回臨時会(1日) ・震災復興計画案(市基本計画の一部変更案)を可決。
11月24日	議長が、九州市議会議長会で、関係省に対して、熊本地震からの復旧・復興に関する要望活動。
12月22日	議長及び市長が、県選出国會議員及び関係省庁に対して、熊本地震に関する要望活動。
H29年3月24日	平成29年度当初予算(復興元年予算)を可決 一般会計：3,947億円(内熊本地震関連予算：714億円) 前年比：919億円増
4月14日	大規模災害時への対応に向けた議員の意識向上と連絡体制の強化を図ることを目的に、震災対処実動訓練を実施 ・議員の安否確認 ・熊本市議会災害対策会議の設置(議員の安否確認状況について、災害対策本部からの災害情報等の報告について、議会からの情報の提供及び要望、提言について)

災害からの復旧・復興に向けた議会の取組

熊本市議会災害対策会議設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、熊本市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 議長は、地震及び風水害等の災害の発生に際し、必要と認める場合に議会災害対策会議を設置することができる。

2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議会災害対策会議を設置することができる。

3 議長は、議会災害対策会議を設置したときは、市長に通知する。

（組織）

第3条 議会災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第4条 議会災害対策会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ議長及び副議長をもって充てる。

2 会長は、議会災害対策会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

災害からの復旧・復興に向けた議会の取組

（会議）

第5条 会長は、必要に応じ議会災害対策会議を招集することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、他の議員に対し、議会災害対策会議への出席を求めることができる。

（所掌事務）

第6条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員より収集した被災情報を、熊本市災害対策本部（以下「市本部」という。）に提供すること。
- (2) 市本部から報告を受けた災害情報を、議員に提供すること。
- (3) 市本部に要望及び提言を行うこと。
- (4) 国、県その他関係機関に対し要望活動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

（庶務）

第7条 議会災害対策会議の庶務は、議会局において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、議会災害対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

特別委員会の設置内容

	項 目	内 容
1	委員会の名称	熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会
2	定数（委員構成）	48人 全議員で構成
3	設置目的	震災復旧状況並びに震災復興計画に関すること
4	調査期限	平成28年度中の復興計画策定を目処とする
5	質疑の順序	大会派順（各派ごと）
6	通告の有無	通告制とする
7	質疑の時間	会派の持ち時間制
8	会派への配分時間	会派人数×5分
		答弁含まない
		総質疑時間＝240分＋答弁
9	その他基本事項	
	(1) 委員席は、予算決算委員会の席を基本とする	
	(2) 質疑・答弁の場所について：全て対面式で行う	
	(3) 通告制とした場合、取り決めが必要 ① 通告は、委員会開催日の3日前正午とする ② 資料は、委員会開催日の7日前に執行部より各会派控え室に配付する	
	(4) 震災に関する請願・陳情については特別委員会に付託並びに参考送付せず、各部門別常任委員会に付託並びに参考送付する	

熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会質疑実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会(以下「委員会」という。)における質疑の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(通告)

第2条 質疑をしようとする委員は、発言(質疑)通告票(別記様式)により、委員長にあらかじめ通告しなければならない。

2 発言(質疑)通告票の提出期限は、質疑をしようとする委員会の開催日の3日前(市の休日を除く。)の正午までとする。

(質疑の順序)

第3条 質疑の順序は、大会派順とする。

(質疑の時間)

第4条 質疑は、会派の持ち時間内において行うものとする。

2 会派の持ち時間は、当該会派に属する議員の人数に5分間を乗じて得た時間とする。

3 前2項に規定する会派の持ち時間には、答弁に係る時間は含まないものとする。

(発言の場所)

第5条 発言は、演壇で行うことを原則とする。

(資料配付の申出等)

第6条 委員は、自己の質疑に関する資料の配付を希望する場合は、当該質疑をしようとする委員会の開催日の前日の午後5時までに、議会事務局に申し出るものとする。

2 前項の規定による申出をしようとする委員は、併せて当該申出に係る資料1部を提出するものとする。ただし、カラーで複写した資料の配付を希望する場合は、当該資料の写し100部を提出するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会における質疑の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会

～開催日程及び質疑に関するテーマの設定について（案）～

<基本事項>

- ① 平成28年度中の復興計画策定を目処に、月1回程度は開催することとする。
案：6月17日（金）、6月30日（木）。7月以降は、毎月第2木曜日 など
※ ただし、突発的な事情により日程変更等が必要な場合は、委員長に一任する。
- ② 開催テーマに沿って、その都度報告並びに質疑を実施する。

<開催日程及び開催テーマ>

	開催日程	資料配付日	通告期限	内容・開催テーマ
第1回	6/10（金）	—	—	審査の方法及び開催日程等について
第2回	6/17（金） 午前10時	6/10（金）	6/14（火）正午	<p><第2回開催テーマ> 【熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況】</p> <p>① 被害状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 ・人的被害、建物被害、公共施設（教育施設含む）、ライフライン等 ・各団体等からの支援（国、都道府県、市町村、自衛隊、ガス等） <p>② 災害対策本部における対応状況について</p> <p>③ 被災証明の申請、発行状況について</p> <p>④ 避難者及び避難所の運営状況、支援物資の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数の推移、各局（区）の対応状況 ・拠点避難所開設及び現在の状況
第3回	6/30（木） 午前10時	6/23（木）	6/27（月）正午	<p><第3回開催テーマ> 【熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況】</p> <p>① 被災者支援制度の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災証明の発行 ・経済的な支援 ・住まいの確保、再建のための支援 ・生活面への支援 ・各種減免、支払いの猶予等 ・事業者に関すること <p>② 住家関係及び住宅再建支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定 ・仮設住宅、市営（公営）住宅、みなし住宅（借上げ民間賃貸住宅）等 ・震災廃棄物の処理状況及び家屋解体物等 <p>③ 生活再建支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建総合相談窓口の開設 ・弔慰金、義援金、災害給付金等
第4回	7/14（木） 午前10時	7/7（木）	7/11（月）正午	<p><第4回開催テーマ> 【復旧・復興に向けた動きⅠ】</p> <p>① 現状報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災証明の申請、発行 ・避難所の状況 ・住宅再建支援項目の状況 ・生活再建支援項目の状況 <p>② 組織展開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興本部の設置 ・復興部（復興総務課、生活再建支援課、住宅再建支援課） ・資源循環部震災廃棄物対策課 <p>③ 地域防災計画について</p> <p>④ 国への要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用及び国の既存制度の枠組みでは対応できない課題について <p>⑤ 震災復興基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方、施策の方針 ・復興座談会開催概要報告 ・震災復興有識者会議
第5回	8/12（金） 午前10時	8/5（金）	8/8（月）正午	<p><第5回開催テーマ> 【復旧・復興に向けた動きⅡ】</p> <p>① 現状報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災証明の申請、発行 ・避難所の状況 ・住宅再建支援項目の状況 ・生活再建支援項目の状況 <p>② 震災復興計画の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興ビジョン（案）
第6回	第三回定例会以降に開催			<p><第6回開催テーマ> 【震災復興計画の策定に向けてⅠ】</p> <p>① 現状報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災証明の申請、発行 ・避難所の状況 ・住宅再建支援項目の状況 ・生活再建支援項目の状況 <p>② 震災復興計画の素案について</p>
第7回	第三回定例会以降に開催			<p><第7回開催テーマ> 【震災復興計画の策定に向けてⅡ】</p> <p>① 震災復興計画（案）について</p> <p>② パブリックコメントの開催について</p>

第3章 特別委員会の活動

1. 熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会

(1) 開催状況

【第1回 平成28年6月10日（金）】

特別委員会の設置について	
委員構成	全議員（48人） 委員長：津田 征士郎 副委員長：田尻 将博
設置目的	震災復旧状況並びに震災復興計画に関すること
調査期限	平成28年度中の復興計画策定を目処とする
質疑方法	・通告制（委員会開催日の3日前正午とする） ・会派の持ち時間制（会派人数×5分、答弁含まず） ・大会派順 →資料7参照
その他	・開催テーマに沿って、その都度報告並びに質疑を実施する ・資料は、委員会開催日の7日前に配付する ・震災に関する請願、陳情については、各部門別常任委員会に付託 並びに参考送付する



【第2回 平成28年6月17日(金)】

<開催テーマ>

熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況 I

- 被害状況について
- 災害対策本部における対応状況について
- り災証明の申請、発行状況について
- 避難者及び避難所の運営状況、支援物資の状況について

<意見要望>

人的被害への対応について

- ・ 関連死や重傷者への災害弔慰金申請にあたっては、各申請窓口でのパンフレット配布や、医療機関と連携した丁寧な案内に努めるなど、申請漏れがないよう、十分な周知を図ってほしい。
- ・ 関連死や重傷者に対する支援体制を整えるとともに、災害弔慰金支給認定にあたっては柔軟な対応を求めたい。

被災した熊本城について

- ・ 被災した熊本城の見学ルートを設定し、熊本城が復興のシンボルとなるような取り組みを求めたい。

事業所の地下水を利用できる仕組みづくりについて

- ・ 今回の震災においては、地下水を採取している多くの事業所が井戸を無料で開放していただいたことから、市民がこの地下水を利用できる仕組みづくりを進めてほしい。

災害時の本庁の役割と区役所の責務について

- ・ 今回の地震を踏まえ、避難所の早期開設や運営、閉鎖にあたり、各区役所の独自判断と権限強化は必須であり、各区役所の組織編制時の人材確保と育成に積極的に取り組むことが重要と考える。
- ・ 災害に即応できるエキスパート職員を区役所ごとに育成するとともに、今後は区・校区ごとの防災マニュアル作成にも取り組んでほしい。

発災直後の組織体制と勤務体制について

- ・ 発災直後の職員体制のあり方については、参集後に、災害対策本部の指示のもと現地の情報収集や避難所対応等の役割を決めるのではなく、事前に災害時における役割について、できる限り個人レベルまで決めておくべきである。
- ・ 勤務体制の管理について、各局任せではなく、職務内容に応じた最適なシフト管理の全庁的なあり方を想定しておくべきである。

情報の取り扱いについて

- ・情報の収集・集約・整理と共有について、外部情報だけではなく、必要な情報を定期的に自ら収集する仕組みづくりについて検討してもらいたい。
- ・災害時にはデマが流れ、時には集団行動に発展することもあることから、対情報活動について、専門家の意見なども取り入れて対応を確立しておくべきである。

避難者に関する情報収集のマニュアル化について

- ・初動時における避難者情報の収集体制については、区役所・出張所、担当職員の役割を明確化し、各地域の団体と連携し迅速に情報をくみ上げていくシステムが必要である。

防災計画等の改定について

- ・本特別委員会での議論を単なる振り返りと捉えるのではなく、明日起きるかもしれない災害への備えと認識し、地震防災計画等を全面的に改定すべきである。
- ・計画の改定にあたっては、震災発生後の業務を具体化し、組織レベルに加え避難所担当者をあらかじめ指定するなど、個人レベルの業務内容まで明確にしておくべきである。
- ・市民へのアンケート等を実施し、実態にあった最大避難者数を想定するとともに、今回の避難行動を十分に分析し、今後の防災計画改定に役立ててもらいたい。
- ・本市の災害危険地域指定計画における地震災害地域指定について、今回の震災による断層の位置やそれに伴う被災状況等を踏まえ、早急な地域指定を求めたい。
- ・防災訓練等において耐震性貯水槽の存在と役割等を広く市民に周知すべきである。
- ・今回の地震に関するあらゆる事象を収集・分析し、その対応有無を事例集としてまとめ、アーカイブ化してもらいたい。

り災証明の発行について

- ・被災者の生活再建のためには、り災証明が重要であることから、迅速な発行に最大限の努力を求めたい。
- ・り災証明の2次調査結果に不満を抱いている方が相当数おられることから、判定結果について十分な説明等を求めたい。
- ・マンション管理組合へのり災証明の発行について、調査担当者への実践的な研修を行うとともに、1次調査から専門家による調査を求めたい。

避難者数等の情報把握について

- ・避難者情報の把握について、職員の人員確保に努めるとともに、マンパワー不足の課題解消策として、意識レベルの高い地域団体を平常時から育成していく必要がある。

避難所開設と運営について

- ・避難所となる学校等の管理については、行革により機械警備が中心となっているが、災害に備えた人的対応も可能なシステム構築を求めたい。

- ・発災当初には避難所に配置される職員が毎日変わったり、運営マニュアルの不徹底や国からの通達内容の認識不足など、様々な課題が明確となっているので、今後は改善に努めてもらいたい。
- ・震災から2カ月が経過しており、安心安全でよりよい住宅環境の提供と学校教育を両立するためには、指定避難所の閉鎖時期を明確に示すべきである。
- ・避難所運営において自助・共助・公助が機能した避難所の優良事例を調査し、防災計画等に反映させてもらいたい。
- ・避難所における女性や要援護者、ペット同伴者等のニーズへの対応や環境整備について、避難者の目線に立ったきめ細やかな対応を求めたい。
- ・避難所生活を続けている方への対応について、各避難者の実情等を記録したカルテを作成し、相談員やケースワーカーを配置し、個々に寄り添った対応を求めたい。

支援物資等への対応について

- ・物資の輸送要領や集積管理の方法について、今回の震災対応を通じて得た教訓・ノウハウを生かし、今後の計画に反映させてもらいたい。
- ・国等からの物資配給と避難所需要とのミスマッチが生じないように、国や県と調整を図るべきである。
- ・大規模災害時の一時避難所として、学校のみならず公民館等を位置づけるとともに、救援物資が行き届くような体制づくりを求めたい。

指定外避難所への対応について

- ・指定外の避難場所や車中泊の実態把握に努め、こうした避難者へも物資提供等が行えるような体制づくりに努め、車中泊等の避難者が孤立しないような手段を検討してもらいたい。
- ・コミセンや集会所等の地域の自主避難所について、今後、指定避難所にするのであれば、運営面を十分に検討すべきである。

地域力向上の取り組みについて

- ・地域力の向上については、地域の関係者や住民の声を聞きながら各々の実態把握と内容検証に努め、地域と連携した検討が必要である。
- ・地域の防災力向上のために、専門的知見を備えた自衛官、消防士、警察官等のOBを対象に、校区地域防災委員や防災協議会といった組織の設置を検討してもらいたい。
- ・今回の地震では混乱期における生活水の供給や避難所等の情報が適切に住民に伝わっていなかったため、区ごとに地域での参集から安否確認、避難所運営など、より実践的な防災訓練を実施してもらいたい。

災害時の学校施設の利用について

- ・災害時の学校調理施設の利用について、都市ガスとプロパンガスの切りかえ設備を整備するとともに、安全に利用できるよう点検作業員の確保や災害時の業務提携を行うべきである。
- ・調理業務が民間委託となっている調理場について、契約書等に災害時における施設利用等に関する規定の追加が必要である。
- ・生活水の確保策として、小中学校での貯水機能付き給水管の整備を進めてもらいたい。

学校での子どもの安全対策について

- ・災害時における学校での子どもの安全対策として、防災ヘルメットや防災頭巾の配備を検討してもらいたい。

<開催テーマ>

熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況Ⅱ

- 被災者支援制度の概要について
- 住家関係及び住宅再建支援について
- 生活再建支援について

<意見要望>

避難所の運営について

- ・発災から2ヶ月が経過した現在、被害が同程度である避難所入所者と自宅での自力生活者
の間に不公平感が生じないように、避難所の適正な管理・運営を求めたい。
- ・避難所運営にあたっては、市の職員がリーダーシップを発揮し、学校や地域住民等と連携
することが不可欠であることから、今後改正される避難所運営マニュアルにその役割等を
位置づけてもらいたい。
- ・発災当初、各大学に多くの市民が避難していたことから、継続的な受け入れがなされるよ
う、指定避難所への移行を大学へ要請する等の柔軟な対応が必要ではなかったか。
- ・避難者が少人数の学校避難所について、学校教育や地域の行事等に支障をきたしているこ
とに鑑み、別の避難施設に移ってもらうなどの対応が必要ではないか。
- ・避難所として利用した小中学校の再開にあたっては、適切な衛生状態が確保できるよう、
教育委員会が必要な指導を行ってもらいたい。
- ・小中学生が避難している避難所においては、学習室を確保するなど学習環境の整備を求め
たい。
- ・家屋被害以外の理由による避難者についても、早期に自宅に戻り生活再建が果たされるよ
う、個々の状況を丁寧に聞き取り適切な支援につなげてもらいたい。
- ・避難所運営等を行うにあたっては、運営に携わる本市職員が明らかとなるよう防災服を貸
与してもらいたい。

被災者支援制度について

- ・地域の未指定文化財等は、地域のイベントや地域コミュニティ形成に資する重要な施設で
あるので、復旧に対する支援策を検討してもらいたい。
- ・地域公民館の解体についても公費解体の対象となる場合もあるとのことなので、情報提供
と相談時の丁寧な対応を求めたい。
- ・道路沿線の危険宅地について、安全な通行を確保するために早急に復旧等の支援策を検討
してもらいたい。

- ・各種支援申請の窓口を一本化するとともに、申請書類を簡素化するなど被災者の負担軽減に資する対応を求めたい。
- ・被災マンションの復旧について、速やかに復旧支援チームを設置し派遣するなどの対応を求めたい。
- ・豪雨等による崖崩れ等の2次被害防止に向けた国の特例措置の適用について、より多くの宅地被害を救済できるよう国に対し要件緩和を要請してもらいたい。また、特例措置で救済できない宅地被害については、市独自の支援策を検討してもらいたい。
- ・応急修理制度について、現状の工事完了期限は現実と乖離していると思うので、期限の延長を国に対し要望してもらいたい。
- ・家屋の建替えに伴う公費解体については、早期の生活再建のために優先的に実施してもらいたい。
- ・液状化や崖崩れの復旧について、現行の支援制度はあるものの採択基準が厳しく支援が受け難い状況である。熊本地震特有の被害状況に鑑み、国に対しさらなる支援を要望してもらいたい。
- ・被災漁業者への支援について、施設や機器等の復旧費用が高額になる場合が多いことから、新たな支援策の創設に向け国に対し要望してもらいたい。
- ・所有者不明の空き家について、倒壊による2次災害が懸念されるので、早急に解体等の対策を講じてもらいたい。
- ・発災から2カ月が経過し、屋根等補修の応急措置で使用されたブルーシートが劣化していることから、張替えに対する人的・経済的支援を求めたい。

り災証明書の発行について

- ・2次調査における災害判定結果が変更されるケースが多く見受けられることは、制度上の問題もあると思われることから、国に対し制度の改善を要望してもらいたい。
- ・今回の震災によるり災証明書の発行が様々な理由により遅れたことについて、課題を十分に検証し今後の災害対応に生かしてもらいたい。
- ・り災証明書が未発行であっても税の減免申請ができることを市民に十分周知されていないので、納税通知書の記載方法を見直すなど、周知徹底に努めてもらいたい。
- ・り災証明書が未発行であるために各種支援制度の手続きができず、本来受けられるはずの支援が受けられないということがないよう留意してもらいたい。
- ・り災証明書の発行により、各種支援制度の手続きが可能な限り合理化されるよう、被災者の利便性向上に努めてもらいたい。

事業者への支援について

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、受付期間の延長について国・県に

働きかけるとともに、計画策定や申請に対する助言を行うなど、多くの事業者に活用されるようきめ細やかな対応を求めたい。

アンケートの実施について

- ・避難所等でボランティア活動に従事した学生等を対象としたアンケートを実施し、復興計画に反映してもらいたい。

地域防災計画等について

- ・災害時要援護者に対する支援計画の策定について、障がい者支援に懸命に対応された熊本学園大学などと意見交換を行い、今後の計画策定に生かしてもらいたい。
- ・消防団の装備について、災害時の人命救助に備え、エンジンカッター等の装備が必要ではないか。

○仮設住宅及びみなし仮設住宅について

- ・仮設住宅等の入居期間は2年間であることから、個々の生活再建に向けた計画を十分に把握し、必要な支援について早急に検討してもらいたい。
- ・仮設住宅の建設にあたっては、バリアフリーに対応するよう発注者である県に要望してもらいたい。
- ・みなし仮設住宅について、補修費の一部に補助があることを不動産団体に対し積極的に情報提供し、提供戸数の拡大を図ってもらいたい。
- ・小中学生を含む避難世帯について、遠距離の通学を強いられている事例もあることから、仮設住宅への優先入居の対象となるよう検討してもらいたい。

市営住宅等の提供について

- ・一部損壊世帯についても市営住宅提供の対象となったが、避難者数と提供戸数を考慮すると、被害が大きい全半壊世帯に対して優先的に提供すべきではないか。
- ・要援護者に優先提供される市営住宅等の提供戸数が不足しているため、公費が投入されている特定優良賃貸住宅の積極的な提供を求めたい。

震災ゴミ、解体瓦礫について

- ・震災廃棄物の仮置き場を設置した場合、夜間における不法投棄が懸念されるので、防護柵等を設置してもらいたい。
- ・震災廃棄物の分別徹底がなされておらず回収に時間を要していると聞くので、地域で広報手段を持つ消防団等と連携し、周知徹底を図ってもらいたい。
- ・震災廃棄物の戸島仮置き場について、周辺住民は可燃物や解体瓦礫による悪臭等の影響を懸念しているので、環境整備を行うとともにさらなる広域処理を行うなどの対応を求めたい。

総合相談窓口での対応について

- ・関係部署等における支援制度の認識不足により、相談者がたらい回しとなる事例が発生しているため、職員への制度周知を徹底してもらいたい。
- ・総合相談窓口において受理できる業務を拡大するなど、被災者の利便性向上に向けた取り組みを求めたい。
- ・本庁舎以外では住宅再建支援制度の相談窓口等が設置されていないため、地域の被災状況に応じ、相談窓口の設置拡大を求めたい。
- ・総合相談窓口については、申請窓口と相談窓口を分けることで、丁寧で的確な支援ができる体制構築を求めたい。

義援金の配分について

- ・義援金の配分について、熊本地震における被災者への見舞金という性格に鑑み、一部損壊を含め広く被災者に配分できるよう検討してもらいたい。

生活再建支援金の支給等について

- ・生活再建支援金の支給について、業務を一部外部委託することで処理時間の短縮を図ったとのことだが、対応が後手に回った感は否めないため、今後は早期支給に向け鋭意努力してもらいたい。
- ・現行制度で対応できない宅地復旧に対する加算金の必要性について、国に対し粘り強く要望してもらいたい。

<開催テーマ>

復旧・復興に向けた動き I

- 現状報告（り災証明、避難所、被災者支援等）について
- 組織展開について
- 地域防災計画について
- 国への要望活動について
- 震災復興基本方針について

<意見要望>

避難所の開設運営について

- ・避難所生活者の疾病予防を目的としたあんま・はり・きゅう施術費助成事業について、利用者が増えるよう避難所生活者及び担当職員への周知徹底を図ってほしい。
- ・福祉避難所について、支援が必要な人に対応できたのか疑問であるので、福祉避難所の体制整備に加え、利用対象者への丁寧な案内徹底を求めたい。
- ・避難所開設・運営マニュアルが機能しなかった原因を検証し、マニュアルを生かすための方策を考えるべきである。
- ・各避難所での無料Wi-Fiなどのインターネット環境の整備について、設置費用の課題もあることから、各通信事業者と連携し、有効な対策を講じてほしい。また、ポータブル充電器などを含めた通信機器活用のより一層の充実を求めたい。

ボランティアについて

- ・ボランティアの受け入れについて、善意を無にすることのないよう、受け入れ先の振り分けや礼状発送などの丁寧な対応を求めたい。

住宅再建支援について

- ・避難者の多くが支援制度を受けられない一部損壊であることから、その生活再建に向けた取り組みが大きな課題であり、一部損壊であっても、経済的困窮や多額の復旧費用を要する場合などには、一定の支援策を検討すべきである。
- ・耐震診断については、耐震診断士等の確保ができ次第、速やかに実施されよう求めたい。

生活再建支援について

- ・生活支援メニューの生活必需品等の支給については、品目が限られているので、被災者のニーズに沿った品物が支給できるよう検討してほしい。
- ・被災農業者への支援制度について、創造的復興の観点からも農業者に寄り添った柔軟な制度にしてほしい。

給水対策について

- ・大規模災害時の給水対策として、水源地の保全や施設の管理対策が急務であり、平常時から関係機関との訓練実施を検討してもらいたい。

道路の改修について

- ・津波注意報が発せられた際の避難経路を考察した場合、西南部地区の県道並建熊本線等の道路拡幅整備が重要と考える。

組織展開について

- ・震災復興本部は復興計画策定の意思決定機関であることから、今後の運営にあたっては、議会に対する適切な情報提供と共有を求めたい。
- ・組織の設置にあたっては、特定の職員に過重な負担がかからないよう、事務量を精査し適正な人員配置がなされるよう、職員採用も含めた人員計画の策定を求めたい。

地域防災計画等の策定・見直しについて

- ・地域の一時避難場所への支援物資の提供や様々な支援が十分に届けられるような対応が必要であり、自治会長など地域リーダーを対象とした防災マニュアルの作成が必要である。
- ・自治会長等に対して、災害時の実践的な行動に関する研修会等を実施してもらいたい。
- ・防災倉庫の鍵について、緊急時に即時に対応できるよう全ての鍵保有者について把握しておくべきである。
- ・避難所運営、物資調達、配送等の計画を見直すにあたっては、現場で対応した職員や地域住民の意見を中心に、詳細な実践マニュアルを策定してもらいたい。
- ・被災後の保育ニーズへの対応策について、一時預かりなど未就学児の受け入れ先確保について、鋭意検討してもらいたい。
- ・来年の4月16日に、各区や地域において地域の組織・団体も参加し、本震を再現した実践的な避難訓練等を行ってはどうか。
- ・地域防災計画の見直しにあたっては、各局、各対策部の役割分担や組織体制、指揮命令系統のあり方、地域団体との連携強化等の観点が重要であることから、活用しやすいマニュアルへ改定してもらいたい。
- ・防災対策の核となる施設として、総合防災公園の設置を検討すべきである。
- ・自主防災クラブの結成促進に重きを置くのではなく、その役割を明確にし緊急時に力を十分に発揮できるような仕組みづくりが重要である。
- ・地域版ハザードマップを今後各地域で作成するに際し、花園四町内のマップを例に、避難ルート、病院・福祉施設、A E D、フォークリフト等の資機材、民間・個人の井戸、水害時の浸水区域など、緊急時に役立つ情報の記載に努めてもらいたい。

特別立法制定に向けて

- ・本市がリーダーシップを発揮して、被災自治体との連携強化を図るとともに、県市連携のもとで特別立法制定に向けて、粘り強く組んでもらいたい。
- ・復旧・復興を加速し上質な生活都市くまもとを構築していくためには、国による財政支援は欠かせないので、実現に向け議会としても全力で取り組みたい。
- ・急傾斜地崩壊危険箇所以外の傾斜地等へ対策は、被災者個人の力で解決することは困難であることから、国への支援要望や市独自の支援策など、迅速かつ手厚い対応を求めたい。

液状化・傾斜地における宅地被害への対策について

- ・液状化対策についての国に対する要望にあたっては、個別の対応では抜本的な問題解決が困難であると思うことから、区画整理事業や再開発事業等も含め、面的な整備を求めてもらいたい。
- ・液状化や地盤沈下による宅地被害対策について、国の補助事業のみでは自己負担が重く事業実施に至らない被災者もいるようなので、個別の事情に応じたきめ細やかな対応を求めたい。

震災と観光行政について

- ・震災をピンチと捉えず、本市観光行政にとって全国から来熊していただく数百年に一度のチャンスと捉え、官民一体となった有効な施策を講じてもらいたい。

復興計画の策定について

- ・復興計画の策定にあたっては、市民一人ひとりの意見や要望をいかに集約できるかが重要であると思うので、幅広い意見聴取に努めてもらいたい。
- ・復興計画について、市民、事業者、行政、その他あらゆる人々が一体となって復興に向け取り組む基盤となるよう、あらゆる英知を結集し策定してもらいたい。

【第5回 平成28年8月12日(金)】

<p><開催テーマ></p>
<p>復旧・復興に向けた動きⅡ</p> <ul style="list-style-type: none">○現状報告（り災証明、避難所、被災者支援等）について○震災復興計画の素案について
<p><意見要望></p>
<p><u>り災証明書について</u></p> <ul style="list-style-type: none">・り災証明書の発行については、他都市で運用されているように、非住家にも発行するべきではないか。 <p><u>避難所について</u></p> <ul style="list-style-type: none">・いまだ多くの市民が避難所生活を余儀なくされているが、行政の役割は生活再建の道筋を示すことだと思うので、個々の事情を把握し適切な支援を行うことで、早期の避難所閉鎖につながるよう取り組んでもらいたい。・体育館等の学校施設について、今後の災害発生時の避難や授業、卒業式等のイベント開催などに支障をきたすことから、最優先に復旧してもらいたい。・避難所の閉鎖予定が示されているが、避難者の意に反した強制的な退去とならないよう十分な配慮を求めたい。 <p><u>生活再建支援について</u></p> <ul style="list-style-type: none">・各種補助事業の申請期限について、り災証明書の発行状況等の理由により、期限内の申請が困難な方もおられるので、関係機関に対し申請期限の延長を求めるとともに、延長となった際には市民への周知徹底に努めてもらいたい。・生活再建支援金の支給については、法に基づく生活再建支援法人が審査決定を行うことから、申請から2カ月以上を要しているので、市が申請から支給までの一連の事務が行えるよう制度の改善を求めたい。・災害援護資金の貸し付けには連帯保証人が必要となることから、確保できない場合は利率を上げて貸し付けを行うなどの柔軟な対応を求めたい。・社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸し付けについては、連帯保証人なしでも低金利で借りられる制度であり、措置期間や償還期間が大幅に延長されているので、利用に向け積極的な広報に努めてもらいたい。・農地や農業用施設の復旧について、被害の状況を的確に把握し、農業者が将来に希望を持てるような支援を求めたい。

住宅再建支援について

- ・仮設住宅入居者の被災家屋の公費解体について、仮設住宅の入居期間内に住宅再建ができるよう、早期の解体完了に努めてもらいたい。
- ・家屋解体等の遅れにより、住宅再建が災害救助法の適用期間である2年以内に間に合わない場合には、応急仮設住宅の供与期間を延長するなど、早急に国との協議を行ってもらいたい。
- ・一部損壊家屋は公費解体の対象外となっているが、解体せざるを得ない場合については、生活再建支援金の取り扱いと同様、公費解体の対象となるよう国に対し要望してもらいたい。
- ・被災住宅の応急修理について、申請期限の延長と対象範囲の拡充や限度額の引き上げについて、国に対し働きかけてもらいたい。
- ・液状化被害等の復旧について、地盤改良等に多額の費用を要することから、国に対しさらなる財政支援を求めるとともに、本市独自の支援制度の創設を求めたい。
- ・家屋解体廃棄物の仮置き場について、公費解体が本格化していく中、戸島仮置き場のみでは受け入れが困難と思われることから、仮置き場の増設を検討してもらいたい。

震災対応に関する課題について

- ・災害発生時に災害状況や避難情報など、あらゆる手段を駆使し市民へ情報を提供することは行政の責務である。今回はマニュアル等が整備されておらず防災行政無線の活用がなされなかったことから、今後、積極的な情報提供を求めたい。
- ・北区の防災行政無線の活用について、自治会からの再三にわたる要請に対し、検討さえ行われなかったことは問題であり、重要かつ緊急性を伴う要請に速やかに対応できる仕組みづくりを求めたい。
- ・災害時における自治体病院の対応について、マニュアルが整備され訓練も行っていたにも関わらず、本震後の植木病院での患者受け入れができなかった事態を重く受け止め、今後の災害対応にしっかりと生かしてもらいたい。

復旧・復興に要する費用及び本市の財政状況について

- ・復興計画を議論していくにあたっての判断材料として、民間を含めた全体の被害額及び復旧・復興に係る本市の総事業費を早急に示してもらいたい。
- ・復旧復興には本市の財政対応能力を超える多額の事業費が想定されることから、年々増加している投資的経費を徹底的に精査し、持続可能な行財政運営に向けた取り組みが必要である。

復興計画について

- ・市民病院の移転新築について、議会における十分な議論が尽くされていない状況下、復興

計画の重点プロジェクトに位置づけることは拙速と言え、市民病院の再建だけを急ぐのではなく、広域医療機関との緊密な連携体制の構築が先決ではないか。

- ・多額の財源を伴う（仮称）熊本城ホールの整備が復興計画に位置づけられているが、過去の被災自治体においては職員削減をはじめ大幅な行財政改革が断行されており、本市においても同様の事態が危惧されるので、今後、熊本城ホールの整備に関する議論を進めるにあたっては、早急に中長期の財政影響額の明示を求めたい。
- ・被害の大きかった東部地区の復興について、近隣市町村とも復興に向けたビジョンを共有し、市域を超えた広域連携の取り組みを求めたい。

被災公共施設の応急的な対応について

- ・ウェルパル、あいぱるについては、避難経路であるメインの階段が損傷している状況にもかかわらず通常どおりの利用となっているので、早急な修繕を求めたい。

<開催テーマ>

震災復興計画の策定に向けて I

- 現状報告（り災証明、避難所、被災者支援等）について
- 震災復興計画（案）について

<意見要望>

液状化対策について

- ・西南部地域における液状化対策支援にあたっては、工事車両が進入できるように生活道路の整備が必須であり、市道川尻線などは最優先に復旧工事を進めてもらいたい。

災害避難所に指定された公的施設の名称について

- ・花園校区には花園公民館という名称の公設公民館と地域公民館が存在しており、災害時の避難場所として混乱をきたすおそれがあることから、今後は新設の公的施設の名称決定にあたっては十分な検討を行ってもらいたい。

仮設住宅について

- ・仮設住宅におけるボランティアの果たす役割はとても大きいので、受け入れに際し自治組織の設立及びボランティア活動への支援を求めたい。
- ・仮設住宅に入居されている方からの各種要望について、仮設住宅の基準を定める県に対し要望するとともに、本市独自の対策についても積極的に検討すべきである。
- ・仮設住宅入居者の中には、緊急時の連絡手段を有していない世帯もあるので、緊急通報装置を設置するなど速やかな対応を求めたい。
- ・災害公営住宅の提供にあたっては、入居希望者の要望を丹念に把握し、その要望に基づく整備についてはスピード感を持って取り組んでもらいたい。
- ・みなし仮設住宅の入居者の生活再建を進めるにあたっては、第一次の状況聞き取りを速やかに実施し個別の支援プランを策定するなど、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を求めたい。

震災復興計画案の検討について

- ・現在震災復興計画案が審議されていることは復興への新たな道しるべを市民に示すという意味で有意義であると思うので、しっかりとした情報発信を求めたい。

復興計画の中でのM I C E施設整備について

- ・M I C E施設整備の防災対応として、熊本地震の発災後、再開発事業者に対して防災・減災機能の強化の申し入れを行い、耐震性能が25%アップされたことや、一時帰宅困難者受け入れを1万1,000人へ増加するとともに、備蓄倉庫の容量を大幅に改善するなど

の取り組みは評価したい。

- ・ M I C E 施設整備に関する議会での議論は、整備の方向性は認めつつ多額の費用を要することから、復旧・復興の遅れや財政圧迫による危機的状況を危惧する声もあるので、執行部はその声にしっかりと対応してもらいたい。
- ・ 本事業は本市の復興に欠くことのできない事業であることを国へ強く訴え、復旧・復興に要する財源の確保と合わせ、(仮称) 熊本城ホールへの国のさらなる財政支援を求めてもらいたい。

地域での防災マニュアルの策定について

- ・ 地域単位の防災マニュアルは、地域の実情に応じて自治会等が中心となって作成するもので地域防災力を高める有効な手段となるので、作成経費等の支援を求めたい。

【第7回 平成28年10月11日（火）】

<開催テーマ>

震災復興計画の策定に向けてⅡ

○震災復興計画（案）について

<意見要望>

財政に与える影響について

- ・今回示された財政見通しの歳出への影響については、インフラの復旧や災害関連法に関するものが主であり、復興に伴う経費が明確となっていないと指摘したい。
- ・熊本地震における本市財政への影響額について、新たな被災者支援に要する費用や国・県からの支援の確保が未確定であるため、中長期的な影響額を示したとは言い難いので、精度の高い試算を求めるとともに、適宜、情報公開を行ってほしい。
- ・過去の大規模災害を被った自治体では、人件費の削減をはじめとする抜本的な行財政改革を行っているが、本市においては市民サービスの低下や職員の士気の低下につながらないよう取り組んでほしい。
- ・市民病院の再建には多額の経費を要するので、国への財政支援を求めてほしい。
- ・税込減を早期解消するためにも、スピード感を持った復旧・復興に取り組んでほしい。
- ・熊本城等の被災による使用料収入について、復旧ができた箇所から部分的に再開するなど、使用料収入の確保に努めてほしい。

被災者支援関連経費について

- ・復興基金による支援メニューの創設については、被災者のニーズを的確に把握し、実態に即した支援となるようにしてほしい。
- ・一部損壊世帯や液状化被害の復旧には多額の費用が発生することから、復旧復興事業に向けた法整備が必要と考えるので、大規模災害を経験した自治体として国に働きかけてほしい。
- ・本市の要望に対する国の対応について、多くの事業において支援の拡充等がなされたものの、措置できていない項目もあることから、さらなる支援の拡充を要望してほしい。
- ・復興基金については、県において活用事業が決定されるので、各自治体の実情に即した事業が確実に実施できるよう、被災した市町村が事業の選択ができるよう県に働きかけてほしい。

復興計画（案）について

- ・本市は都市圏全体の復興への取り組みの先導的な役割を果たすべきと考えるが、他市町村との連絡調整が不足し信頼関係をゆるがすような事例もあったことから、連絡調整の際に

はより慎重な行動と配慮を求めたい。

- ・復興計画（案）は、液状化などの宅地被害への復旧支援をはじめ、シンボルプロムナードやMICE施設整備など未確定な投資的経費が含まれており、その議論は未だ不十分である。熊本地震に伴う財政影響試算についてもさらなる精度が必要であり、財源の裏づけが弱い復興計画は、計画改定が必要となることもあり得るのではないかと。
- ・独自に行った被災者アンケートにおいて、圧倒的多数の市民はMICEを望んでいないという結果も出ているので、そのような意見も十分に受けとめてもらいたい。
- ・復興計画に関する財政計画が十分に示されていない状況のもと、現状では議会において復興計画案が議決できる段階ではないと指摘したい。
- ・復旧・復興に係る事業について、国からの中長期的な財政支援が得られるよう引き続き要望してもらいたい。
- ・被災した地域公民館への支援について、施設の利活用にあたっては大規模修繕や建替えが必要となるところもあるので、さらなる支援拡充を求めたい。

住宅再建支援について

- ・被災家屋等の公費解体について、被災者の一日でも早い生活再建のため、2年間の処理実行計画内での完了を目指してもらいたい。
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、補助採択要件に合わない宅地被害も多いようなので、国への要件緩和の要望に加え、復興基金等を活用した早急な支援実施を求めたい。
- ・一部損壊世帯の被害額が7,000億円を超えると試算される中、既存の支援制度がほとんどないのが実態である。一部損壊への支援無くして熊本地震からの復興は成し得ないので、被害額の実態に沿った支援を行うべきである。

【第8回 平成29年3月8日(水)】

<開催テーマ>
○地域防災計画の改定について
<意見要望>
<u>地域・学校(施設管理者)・行政の三者連携体制について</u> ・大規模災害時に対応できる地域力向上について、地域コミュニティの弱まりや地域活動団体の担い手不足といった課題解決に向けては、行政の関わりが重要であることから、まちづくりセンターの地域担当職員の取り組みに期待したい。 ・学校避難所に職員を固定的に配置することは、今回の震災を踏まえた改善策だと思うが、情報収集力という点から、周囲を巡回するような機動力を取り入れることも検討してもらいたい。
<u>情報収集と集約について</u> ・区役所における情報収集の方策として、情報収集用の原付バイクや電動自転車などを常時備え訓練しておくべきである。 ・災害情報収集室のレイアウトについて、情報の流れが着実に生かされるように整備・改良すべきである。
<u>物資供給体制について</u> ・物資集積センターの場所を非公開の方向で検討されていることには賛同できるので、今後は支援物資の流れを統制する機能充実も検討してもらいたい。
<u>緊急登庁訓練の実施について</u> ・参集訓練の結果が3年連続で悪くなっていることについて、原因究明を徹底するとともに、全職員向けにしっかりとした訓練実施の目標設定を行うべきである。 ・安否確認等にはSNS活用の有効性が確認されている中、いまだ庁内での活用度が低いので、早急に活用手法を確立してもらいたい。
<u>危機管理組織について</u> ・危機管理組織について、災害時には高い意識をもってリーダーシップを発揮できるような組織体制及び担当職員の育成を図ってもらいたい。
<u>備蓄計画について</u> ・公助での備蓄物資の供給について、熊本地震の教訓を踏まえ、必要な物資が適確に供給できるような仕組みづくりを求めたい。
<u>防災訓練の実施について</u> ・各区のモデル校区での実施にとどまることなく、今後はすべての地域を対象とした全市的

な取り組みへの拡大を求めたい。

- ・南海トラフ地震の発生を想定し、津波注意報や警報が発令された際にパニックとならないよう、有明海沿岸部に居住する市民への防災訓練を実施してもらいたい。
- ・今後、各校区の地域力の把握に努め、訓練が実施できない地域や高齢者が多い地域、危険区域を抱える地域などについての防災力強化に向けた対策を講じてもらいたい。

避難所の開設と運営について

- ・避難所の整備と運営についての国からの通知内容が生かされなかったことから、国から通知が出された際には、通知基準に則って運営することをあらかじめマニュアルに明記し、職員間での共通認識を持つべきである。
- ・避難所への職員配置に際し、熊本地震での問題事例を踏まえ、障がいのある職員に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮などを徹底するべきである。
- ・災害時における避難所の機能確保の観点から、学校トイレの洋式化を着実に進めてもらいたい。

災害弱者への対策について

- ・福祉避難所の開設にあたっては、バリアフリー化や障がい者への情報伝達方法、物資等の確保を十分考慮してもらいたい。
- ・災害時に特別な支援が必要とされる災害弱者に対して、事前の備えや災害時の避難行動を示す防災ハンドブック等を作成し、提供することが有効と考える。
- ・仮設住宅に入居された障がい者の現状を把握し、必要に応じて個々の事情に即した環境改善を図ってもらいたい。

防災力向上の取り組みについて

- ・熊本地震での活躍を踏まえ、消防団や防災サポーター、自主防災クラブのさらなる拡充、育成について強化してもらいたい。
- ・今回新たに配置する避難所担当職員等について、防災士の資格取得を積極的に奨励してもらいたい。

防災教育の推進について

- ・熊本地震の記憶をつなぎ、子どもたちへの防災教育を充実させることが重要であることから、熊本地震を教訓とした副読本を作成し、授業での防災教育の実践と充実を図ってもらいたい。
- ・今後計画されている校区単位の防災訓練には子どもたちの参加を呼びかけるとともに、中学生を中心としたボランティア人材の育成を求めたい。

被災者への生活・住宅再建支援について

- ・被災世帯に対する市税等の負担軽減制度について、できる限りわかりやすく丁寧な周知を

求めたい。

- ・リバースモーゲージ制度を活用した高齢者住宅再建資金利子補給事業について、高齢者にとって制度内容がわかりづらいので、丁寧かつ十分な周知を図ってほしい。
- ・被災住宅の応急修理の期限について、自力で業者を見つけることができない高齢者等へ配慮し、申込期限を延長するなどの柔軟な対応を求めたい。
- ・被災マンション居住者への支援として、専門家による相談窓口の設置やマンション管理士等の派遣について引き続き利用を促すとともに、建替えについては国の補助制度である優良建築物等整備事業の積極的な活用を求めたい。